

内容をよくお読みください

大崎市市営住宅入居者募集

(令和8年9月分)

申込みのしおり

宮城県住宅供給公社 入居管理課

☎022-224-0014

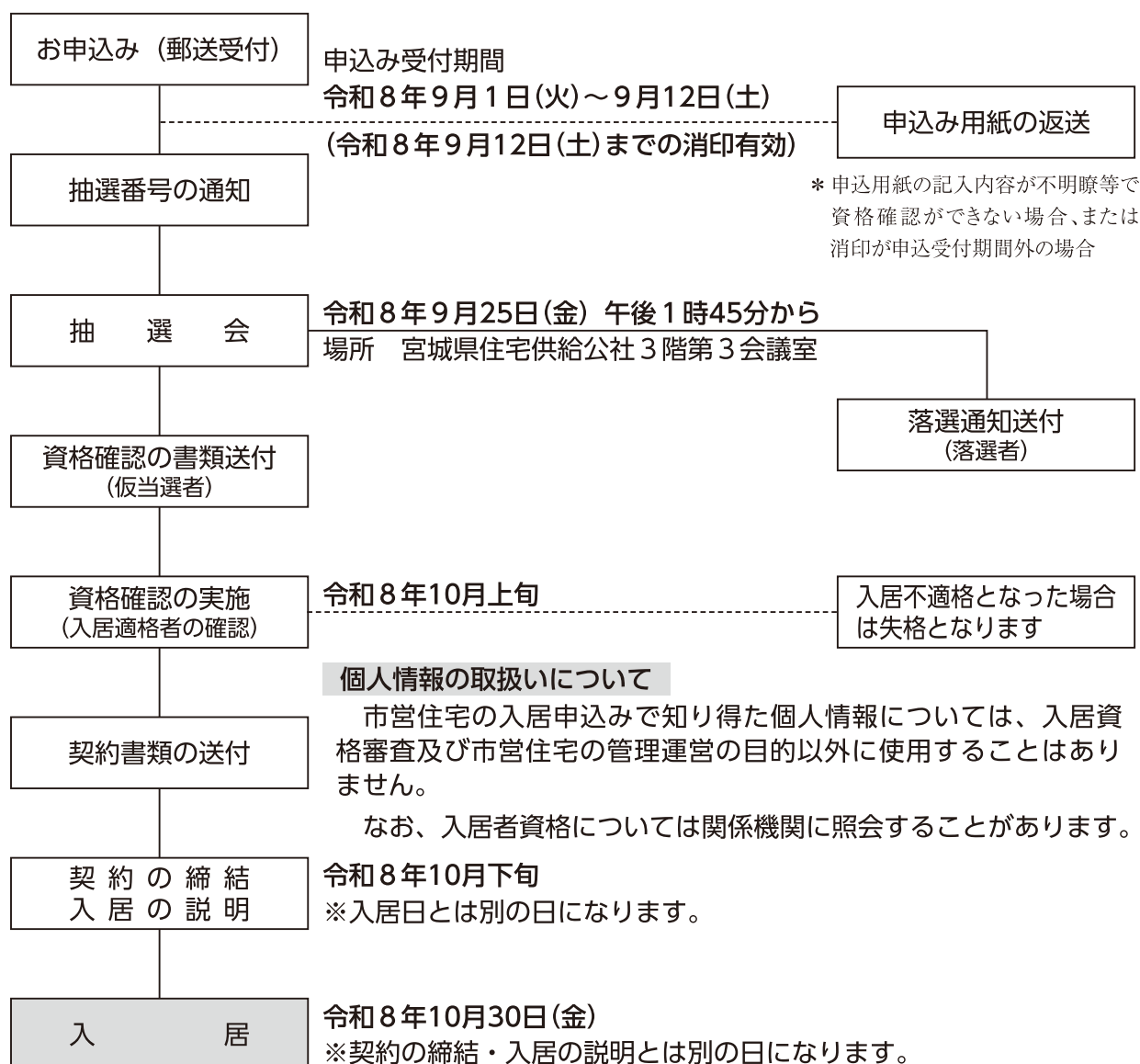
〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目1番20号
ふるさとビル1階

※大崎市松山定住促進住宅との重複申込みはできません。

目 次

《市営住宅募集の申込みから入居まで》	1 ページ
《申込み資格について》	2 ページ
《募集住宅の種類等について》	4 ページ
1 一般住宅とは	
2 改良住宅とは	
3 シルバーハウジングとは	
《お申込みされる方へ》	5 ページ
《選考方法について》	6 ページ
1 選考の流れ	
2 補欠者について	
3 抽選の優遇措置について	
《月所得額の計算方法》	9 ページ
1 月所得金額の算出表	
2 各種控除内容及び控除額	
《当選及び補欠当選した方へ》	12 ページ
1 市営住宅に入居するにあたって	
2 入居契約について	
3 資格確認について	

市営住宅募集の申込みから入居まで



市営住宅は、共同住宅であるため、入居者の皆さんが協力して快適な団地生活ができるよう様々なルールがあります。次のことを守れない方は、周囲とのトラブルの原因となり、住宅明渡しの対象ともなりますので、念頭においてお申込みください。

- 1 犬猫等の動物飼育はできません。
- 2 車は契約駐車場以外の敷地、通路等には駐車できません。
* 団地内に違法駐車された場合は、レッカー車により移動されることもあります。
- 3 騒音を無神経に発生させる。また生活音に理解なく過剰に反応する。

* 市営住宅は住居が隣接する共同住宅です。無神経に騒音を発生させることは近隣入居者の迷惑となります。また上階入居者などの生活音が聞こえますが、共同住宅であるため、やむを得ないことをご理解いただくことになります。

申込み資格について

申込みをされる方は、月所得額を計算していただき下記の入居収入基準額以下となる必要があります。詳しい計算方法は9ページの「月所得額算出表」で確認してください。

以下の要件に該当することが必要です。

- 1 現在、住宅に困っている方
* 現在自家を所有されている方は、入居契約時までに売却等できる場合に限りです。
(入居予定の親族名義も同様です)
- 2 市町村税を滞納していない方(滞納がある方は、申込み資格がありません)
- 3 入居者及びその同居者が暴力団員ではないこと
- 4 現在公営住宅にお住まいの方は、5ページの「3 申込みにあたっての注意事項(7)」に該当する方



2人以上で申込みされる方

■現在、同居中の方(世帯)や同居予定の親族がいること

- * 婚約者と申し込むことができます。(おおむね3ヶ月以内に入籍のうえ同居しなければなりません。)
- * 内縁関係の方と申し込むことができます。(ただし、住民票に「未届けの妻・夫」となっている場合に限りです。)

一般階層世帯

- ・一般向住宅
- ・高齢者住宅
- ・改良住宅

世帯の月所得額 158,000 円以下

世帯の月所得額 114,000 円以下

* 計算方法は 9 ページを参照ください。

■下記のいずれかに該当される方は、一般階層世帯よりも入居収入基準が緩和されます。

- 1 身体障害者手帳の交付を受け、1級から4級までの障害のある方を含む世帯
- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、1級から2級までの障害のある方を含む世帯
- 3 障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている方を含む世帯
- 4 戦傷病手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は、同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方を含む世帯
- 5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯
- 6 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き揚げた日から5年未満の方を含む世帯
- 7 満60歳以上の方で構成される世帯(18歳未満の子供は含んでもよい)
- 8 ハンセン病療養所入居者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入居者等を含む世帯
- 9 定期募集受付期間の初日において小学校就学前の子を含む世帯

裁量階層世帯

- ・一般向住宅
- ・高齢者住宅
- ・改良住宅

世帯の月所得額 214,000 円以下

世帯の月所得額 139,000 円以下

* 計算方法は 9 ページを参照ください。

単身で申込みされる方

■下記のいずれかに該当される方で、戸籍上配偶者がいない方が申し込み出来ます。

※ 8 配偶者からの暴力被害者を除く。

- 1 満60歳以上の方
- 2 身体障害者（1～4級）・精神障害者（1～3級）・療育手帳（A、B）の交付を受けている方（自活できる方）
- 3 戦傷病手帳の交付を受け、恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は、同表別表第1号表の3の第1款症の障害のある方
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- 5 海外からの引揚者（厚生労働大臣が証明した方）で日本に引き揚げた日から5年未満の方
- 6 ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- 7 生活保護法第6条第1項に該当される方
- 8 配偶者等からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けている方
保護を受けたまたは、裁判所で保護命令を受けた被害者で、その時点から5年を経過していない方

■鳴子・岩出山・田尻地域は過疎地域の認定を受けているため、上記の要件を満たしていなくても1人からの申込みができます。（鳴子・岩出山・田尻地域にある市営住宅（単身用）にかぎります。）

上記7・8にだけ該当される方 一般階層世帯	・一般向住宅 ・高齢者住宅	世帯の月所得額 158,000 円以下
	・改良住宅	世帯の月所得額 114,000 円以下
	＊計算方法は 9 ページを参照ください。	
上記1～6のいずれかに該当される方は一般世帯よりも入居収入基準が緩和されます。（精神障害者は1～2級） 裁量階層世帯	・一般向住宅 ・高齢者住宅	世帯の月所得額 214,000 円以下
	・改良住宅	世帯の月所得額 139,000 円以下
	＊計算方法は 9 ページを参照ください。	

次のような方は申込みされても無効となります。

- 1 家族を不自然に分割、または合併されている方（夫婦別居での申込み等）
- 2 重複で申込みをされた場合
- 3 申込み受付期間外に申込みされた場合
- 4 申込み（入居）資格要件に欠けている場合
- 5 申込用紙に不正の記載、不明な点があった場合
- 6 単身で申込みをされる場合、「単身可」住宅以外に申込みをされた場合
- 7 指定の申込用紙以外で申込みをされた場合
- 8 公営住宅にお住まいの方（公営住宅からの入居替えの資格がない方）

募集住宅の種類等について

市営住宅を下記のように区分して募集しております。申込みされる住宅の種類をよく確認してからお申込みください。

1 一般住宅とは

入居資格に該当されている方であれば、どなたでも申込みできます。ただし、単身の場合は申込みできる住宅に限られます。

2 改良住宅とは

入居収入基準（世帯の月所得額）が一般向住宅より厳しくなっていますが、さらに低廉な家賃体系となっている住宅です。古川諏訪改良住宅が該当します。

*入居収入基準（世帯の月所得額）は、一般階層世帯の方では114,000円以下（裁量階層世帯の方は139,000円以下）となります。

3 シルバーハウジングとは

高齢者の方が自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう配慮した設備、設計（段差の解消、手すり、緊急通報システム、埋め込み浴槽の設置等）を施した住宅で、さらにライフサポートアドバイザー（生活補助員）を派遣して高齢者の生活にある程度支援する体制（必要に応じて生活指導、相談、安否の確認等）がとられております。

そのため、所得に応じ負担金がかかることもあります。

なお、入居資格に該当される方で、さらに下記の要件にも該当していることが申込みの条件となります。

- (1) 単身で申込みされる方（1DK）
65歳以上の方
- (2) 2人以上で申込みされる方（2DK）
夫婦のみ世帯（一方が65歳以上であればよい）
65歳以上の方のみからなる世帯（親子・兄弟等の民法上の親族であること）
- (3) 日常生活動作（食事、歩行、入浴、着脱衣、排泄）がすべて可能であり、日常生活を遂行する能力があり、自立して生活が営める程度に健康であること。

お申込みされる方へ

《申込用紙に記入される前に、よくお読みください。》

1 募集時期

- (1) 市広報等で募集します。

2 申込み方法

市営住宅定期募集の申込用紙に消えない黒のボールペンでご記入ください。

- (1) 郵送での申込みとなります。
- (2) 申込受付期間の最終日の消印まで有効となります。必要事項を記入のうえ申込用紙のみを封筒に入れて郵送してください。
- (3) 抽選の優遇措置がありますので、市営住宅申込用紙の「抽選優遇資格確認欄」をご覧ください。

3 申込みにあたっての注意事項

下記のこと十分に注意してお申込みください。

- (1) 申込みは、1世帯1通（1戸）に限ります。同一人が複数の申込用紙に記載されている場合はすべての申込みが無効となります。
- (2) 家族を不自然に分割、又は合併されている方（夫婦の別居での申込等）は、申込みができません。万が一申込みされた場合は無効となります。
- (3) 入居資格については、申込み時点と契約・入居時で変わる場合には内容により失格となることがありますので、お申込みの際は十分に注意してください。
- (4) 単身でお申込みをされる場合、「単身可住宅」以外にお申込みされますと無効となりますのでご注意ください。
- (5) 入居契約時は、本人・連帯保証人1名が必ず出席となります。
- (6) 市営住宅申込用紙の切手貼り付け欄には必ず郵便切手を貼ってください。
なお、切手が貼られていない場合や申込用紙の記載内容が不明瞭な場合は無効となる場合がありますのでご注意ください。
- (7) 現在、公営住宅に入居されている方は申込みできません。ただし、次の場合は申込みが可能です。
 - ① 入居者又は同居者が加齢、病気等により現在住んでいる住宅での生活が困難になった場合
 - ② 出産などで家族が増え、次のいずれかの世帯となった場合
 - ア 世帯員が5人以上
 - イ 世帯員が4人以上で、15歳以上の子が含まれている場合
 - ウ 世帯員が4人以上で、3世代を構成している場合
 - ③ 子供の結婚等による世帯分離のため、新たに住宅が必要となった場合
 - ④ 一般住宅から高齢者住宅への入居を希望する場合
 - ⑤ 転勤などで、現在入居している住宅から通勤が困難になったため、通勤地に近い住宅への入居を希望する場合（原則1時間30分以上の時間を要する場合、又は50km以上の距離がある場合等）

選考方法について

申込み受付終了後、抽選会を行い部屋毎に仮当選者（補欠当選者を含む）を決定いたします。

1 選考の流れ

(1) 抽選番号の交付

申込書が提出されますと申込資格の有無を確認のうえ、ハガキで抽選番号をお知らせします。

* 抽選倍率の優遇措置となる方は、抽選番号が2つあります。詳しくは、次の「3 抽選の優遇措置について」をご覧ください。

(2) 抽選方法

抽選は、公開抽選で次のとおり行います。

抽選の結果については、申し込み者全員に通知します。

各部屋毎に抽選を行います。

仮当選者の決定後、補欠当選者を2名決定します。

* 抽選会場へご来場の際は、「抽選番号票」(ハガキ)をご持参ください。

抽選は、宮城県住宅供給公社の職員が行いますので抽選会を欠席されてもかまいません。

(3) 抽選結果

結果は、大崎市営住宅抽選結果通知書(ハガキ)により、申込者全員にお知らせします（抽選日翌日以降発送予定）。なお、**当選者には、関係機関資格照会后書類を送付いたします。**

（抽選日から5～6日後くらいになるものと思われます。）

* 当選（補欠当選を含む）した方は、後日提出書類にて入居資格確認を行います。

2 補欠者について

抽選会の結果、補欠者として登録された方は、**当選者が失格または辞退した場合のみ**、資格確認のうえ入居することができます。

*** 補欠者として登録されても、必ず入居できるものではありません。**また、補欠者としての有効期限は次回定期募集の始まる前までとなります。

*** 補欠者の方は、宮城県住宅供給公社から繰上当選の連絡があった後に、資格確認に必要な書類（P13～P14）を取りそろえてください。**

3 抽選の優遇措置について

(1) 抽選の優遇措置とは

- ① 戸籍上配偶者が無く、現に20歳未満の方を扶養している世帯
（現在児童扶養手当証書・母子父子医療費受給者証がない場合は該当しない。手続き中の場合も該当しない。）
- ② 次のいずれかの障害に該当する方を含む世帯
 - ・身体障害者手帳での1級から4級までの交付を受けている。
 - ・精神障害者保健福祉手帳での1級から3級までの交付を受けている。
 - ・障害の程度欄が「A」又は「B」の療育手帳の交付を受けている。
 - ・特定疾患医療受給者証の交付を受けている。
- ③ 申込日現在生活保護を受給している世帯
- ④ 戦傷病者を含む世帯
- ⑤ 満60歳以上の方のみで構成されている世帯。（60歳未満の配偶者、又は18歳未満の方を含んでもよい。）
- ⑥ 配偶者等からの暴力被害者
 - ・配偶者等からの暴力被害者で、保護施設等で保護を受けている。
（保護後、5年を経過していない方）
 - ・配偶者等から暴力を受け、裁判所から保護命令を受けた被害者で、保護命令が出されてから5年を経過していない方
- ⑦ 犯罪被害者等（⑥を除く）
 - ・犯罪により現在の住宅に居住することが困難になったことが客観的に証明される方
 - ・犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方、又は現在居住している住宅・その付近において犯罪等が行われたため当該住宅に居住し続けることが困難となった方
- ⑧ 定期募集受付期間の初日において小学校就学前の子を含む世帯

(注意)

*** 当選された場合、書類の審査で証明書が必要になります。また虚偽の申告は、当選されても失格となります。**

＊ 離婚を前提としてお申込みの方へ

戸籍上夫婦である一方が離婚を前提として申込みを希望される方は、**入居契約時までに下記のいずれかの証明書類を提出できる場合に限り**、申込みすることができます。ただし、離婚後単身となる方は、3ページの「1人で申込みされる方」の要件に該当することが必要です。
(お子様がいても、母子・父子世帯として、抽選の優遇を受けることはできません。)

- ① 入居契約時までに離婚が確定する場合……………戸籍謄本
- ② 離婚訴訟または離婚調停中の場合……………裁判所発行の「事件係属証明書」
- ③ 離婚協議中の場合……………弁護士が発行する証明書

月所得額の計算方法

1 月所得金額の算出表

入居申込みをする場合の月所得額計算は、申込み本人及び同居親族（婚約者・内縁含む）で収入のある方全員の課税所得の合計金額が対象となります。

あなたの世帯の月所得額の算出法

所得金額（収入額ではなく、所得額を記入します。） 10 ページをご覧ください

本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{合計年間所得金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除合計金額} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{あなたの世帯の月所得額} \\ \hline \end{array}$$

※11 ページをご覧ください

○一般住宅

計算後の月所得額	収入分位	
0～104,000	A	一般
104,001～123,000	B	
123,001～139,000	C	
139,001～158,000	D	
158,001～186,000	E	裁量階層
186,001～214,000	F	

○改良住宅

計算後の月所得額	収入分位	
0～114,000	A	一般
114,001～139,000	E	裁量階層

・一般住宅の E・F、改良住宅の E は、2・3 ページの裁量階層世帯に該当した世帯のみの基準。

給与所得者の方

●令和6年12月以前から引き続き勤務されている方

* 源泉徴収票からの所得金額

支 払 を受け る 者	住所 又は 居所		氏 名	(受給者番号)		
				(フリガナ)		
				(役職名)		
種 別	支 払 金 額		給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額		源泉徴収税額
	百万	千	円	百万	千	円

給与所得者の方

●令和7年1月以降に就職された方

※総収入金額から、総所得金額を計算する方法

年 間 給 与 収 入 金 額	年 間 総 所 得 金 額
～ 650,999円以下	0円
651,000円以上～1,899,999円以下	年間給与収入金額 - 650,000円
1,900,000円以上～3,599,999円以下	年間給与収入金額 ÷ 4(1,000円未満切捨て)=A A×2.8- 80,000円
3,600,000円以上～6,599,999円以下	
	A×3.2- 440,000円
6,600,000円以上～8,499,999円以下	年間給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円以上	年間給与収入金額 - 1,950,000円

年金所得の方

次の年金は、非課税のため収入として扱いません。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額(A)	所得金額になおす計算式
年齢65歳 以上の方	110万円以下	0円
	1,100,001円以上 ～ 330万円未満	(A)-110万円
	330万円以上 ～ 410万円未満	(A)×0.75- 27万5,000円
	410万円以上 ～ 770万円未満	(A)×0.85- 68万5,000円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	(A)×0.95- 145万5,000円
年齢65歳 未満の方	60万円以下	0円
	600,001万円以上 ～ 130万円未満	(A)-60万円
	130万円以上 ～ 410万円未満	(A)×0.75- 27万5,000円
	410万円以上 ～ 770万円未満	(A)×0.85- 68万5,000円
	770万円以上 ～ 1,000万円未満	(A)×0.95- 145万5,000円

- | |
|---|
| ① 障害の名称のつく次の年金
障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金 |
| ② 遺族の名称のつく次の年金
遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金 |
| ③ 母子の名称のつく次の年金
母子年金・準母子年金 |
| ④ そのほか次のような年金
遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金 |

この他にも非課税の年金は計算の対象になりません。

2 各種控除内容及び控除額

	控除名	控除の内容		控除額
1	親族控除	同居する親族（申込本人は除く）及び遠隔地扶養親族（婚約者・内縁の方も含む）	1人につき	380,000円×（ ）人
2	老人配偶者控除 老人扶養控除	同一生計配偶者あるいは扶養親族のうち満70歳以上の方	1人につき	100,000円×（ ）人
3	特定扶養親族控除	扶養親族のうち満16歳以上23歳未満の方（配偶者を除く）	1人につき	250,000円×（ ）人
4	ひとり親控除	現に婚姻をしていない方または配偶者の生死の明らかでない一定の方で、生計を一にする子（この場合の子は、合計所得金額が58万円以下で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族となっていない方に限られます。子の年齢に制限はありません。）がいる方で、合計所得金額が500万円以下である方。	1人につき対象者が申込本人または同居親族で所得がある場合	350,000円×（ ）人 ※「振替基礎控除」を控除後の所得が35万円未満のときはその金額
5	寡婦控除	次の①または②のいずれかに当てはまる方で、ひとり親控除の対象ではない方 ①夫と離婚した後婚姻をしていない方で、子以外の扶養親族がおり、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方または夫の生死の明らかでない一定の方で、合計所得金額が500万円以下の方。	1人につき対象者が申込本人または同居親族で所得がある場合	270,000円×（ ）人 ※「振替基礎控除」を控除後の所得が27万円未満のときはその金額
6	障害者控除	申込本人や同居する親族並びに遠隔地扶養親族のうち精神または身体に障害がある方がいる場合 ①身体障害者手帳の交付を受けている方（1級、2級の方は特別障害者） ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方（1級の方は特別障害者） ③障害の程度欄が「A」または「B」の療育手帳の交付を受けている方（「A」の方は特別障害者） ④戦傷病者手帳の交付を受けている方（恩給法の別表第1号表の2の特別項症から第3項症までの方は特別障害者） ⑤原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方（重度の障害者とされている方は特別障害者） ⑥上記①から⑤のほか、所得税法施行令第10条の規定に該当される方	1人につき	普通障害者 270,000円×（ ）人 特別障害者 400,000円×（ ）人
7	振替基礎控除	給与所得または公的年金に係る雑所得を有する方	1人につき	100,000円×（ ）人 ※給与所得等が10万円未満のときはその金額
			控除合計金額	

当選及び補欠当選した方へ

1 市営住宅に入居するにあたって

市営住宅に入居するにあたっては、下記のこと十分に留意してください。

(1) ペットの飼育禁止

市営住宅では、犬や猫、鶏等の動物類の飼育（餌付けを含む）は一切できません。

(2) 駐車場の確保

市営住宅には駐車場がある住宅と、駐車場がない住宅があります。ただし、駐車場のある住宅であっても現在空区画のない住宅もありますので、その場合待機していただくことがあります。

* 駐車場が使用できない場合は、ご自分で保管場所を確保しましょう。

* 駐車場の契約は、原則として1世帯1台となります。

(3) 違法駐車禁止

市営住宅の指定した駐車場以外は全面駐車禁止となっております。他の人の迷惑となりますので、駐車は絶対にしないでください。

(4) 騒音の防止

市営住宅は、住居が隣接する共同住宅となっております。お隣のテレビ、ステレオなどの音、上階での物音など大変うるさく聞こえるものです。お互いに迷惑をかけないように十分注意してください。

(5) 浴槽・風呂釜の設置

市営住宅は浴槽・風呂釜が設置してある住宅と設置していない住宅があります。設置していない住宅につきましては、入居者で備え付けてください。

(6) 漏水に注意

市営住宅は、浴室以外防水処理をおこなっていません。したがって、浴室以外に水を流しますとすぐに下の階へ水が浸透していきます。状況によっては、多額の費用を弁償することになりますので十分に注意してください。

(7) 自治会費（共益費）について

市営住宅は、入居者が協力しあい共同で管理運営しなければならないことがあります。共用部分の電気料・水道料などの費用は、共益費として入居者全員が負担することになっております。

2 入居契約について

(1) 入居契約時には、次の手続きが必要です。

① 「連帯保証人」（所得のある方）を1名たてること。

② 連帯保証人は、原則「大崎市内在住」で、入居予定者と同等以上の収入（所得）があり、弁済の資力を有するものであること。（公営住宅入居者以外。親族が望ましい。）

③ 連帯保証人となる方は「印鑑証明書」、「所得証明書」（所得のあること）、「納税証明書」、「住民票」（住民票コード及び個人番号以外記載省略のないもの）を提出していただきます。

④ 家賃の3ヶ月に相当する「敷金」及び「日割家賃」を納入すること。

駐車場契約の方は、駐車場の「日割使用料」も納入すること。

⑤ 高齢者世話付住宅に入居される場合は、連帯保証人のほかに「身元引受人（親族）」が必要です。

⑥ 身元引受人の「住民票」（記載省略のないもの）を提出すること。

3 資格確認について

仮当選した方には、入居にあたりまして資格確認を行います。

(補欠者は、宮城県住宅供給公社からの連絡後に必要書類を取りそろえてください。)

以下の表をご覧くださいのうえ、該当する書類をすべて資格確認の時にご持参ください。

*** 申込者及び同居者で18歳以上の方は、該当する書類全てが必要です。**

*** 給与収入・事業収入・年金収入を重複して受け取っている方は、該当する書類を全てご持参ください。**

給与収入がある	証明書類の説明	下記(1)	下記(2)	下記(3)	下記(6)	下記(7)	下記(11)
	必要な書類 内 容	住民票 (入居予定者 全員分・記載 省略がないもの)	令和8年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村 税に未納がない ことの証明書 (18歳以上のすべての方)	給与支払 証明書	勤務先証明書	退職証明書
	令和6年12月以前から引き続き勤務している方	○	○	○	×	○	×
	令和7年1月以降に現在の会社に勤務している方	○	○	○	○	○	○
	申し込む月から就職された方(見込み)	○	○	○	○	○	○

* 所得証明書について

控除明細のないもの場合は、健康保険被保険者証の写し、及び下記(5)令和7年分源泉徴収票も併せて提出してください。

事業収入がある	証明書類の説明	下記(1)	下記(2)	下記(3)	下記(4)	下記(6)
	必要な書類 内 容	住民票 (入居予定者 全員分・記載 省略がないもの)	令和8年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村 税に未納がない ことの証明書 (18歳以上のすべての方)	令和7年分 確定申告書(控) 写し	収支明細書 及び 帳簿の写し
	事業所得者の方 (令和6年12月以前から)	○	○	○	○	×
	事業所得者の方 (令和7年1月以降から)	○	○	○	○	○
	日雇いの方	○	○	○	○	○

* 所得証明書について

控除明細のないもの場合は、下記(4)令和7年分確定申告書(控)の写しも併せて提出してください。

年金収入がある	証明書類の説明	下記(1)	下記(2)	下記(3)	下記(8)
	必要な書類 内 容	住民票 (入居予定者 全員分・記載 省略がないもの)	令和8年度 所得証明書 (控除明細があるもの)	すべての市町村 税に未納がない ことの証明書 (18歳以上のすべての方)	年金証書及び 支払通知書の 写し
	国民(老齢)年金、厚生(老齢)恩給、各種共済年金を受けている方	○	○	○	○

* 住民票、所得証明書及び戸籍謄本等の公的証明書は、3ヶ月以内に交付されたものを有効とします。

■証明書類の説明

- (1) 住民票 入居する方全員分必要となります。(住民票コード及び個人番号以外記載省略がないもの)
- (2) 令和8年度所得証明書 各市町村で発行しているもの「令和8年度所得証明書」(控除明細があるもの)
- (3) すべての市町村税に未納がないことの証明書 郵送される「証明願(大崎市市営住宅申込用)」に現住所他の市役所税務課・納税課等から証明を受けてください。(この証明が取れない市町村の場合、過去5年分の納税証明書)
- (4) 令和7年分確定申告書(控) 写し 今年確定申告された方はその申告書(控)の写し。
- (5) 令和7年分源泉徴収票 勤務されている会社などが発行します。ただし、代表者印が捺印されているもの。
- (6) 給与支払証明書、収支明細書 郵送される「給与支払証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (7) 勤務先証明書 郵送される「勤務先証明書」に勤務先からの証明を受けてください。
- (8) 年金証書・支払通知書の写し ①日本年金機構で発行する令和7年分公的年金等の源泉徴収票(ハガキ)、又は厚生年金支払通知書(ハガキ)、②各種共済組合の送金案内書、③各種年金証書。

＊本人または同居予定の方で、現在無職・無収入の場合に次の書類が必要です。

証明書類の説明	下記(1)	下記(3)	下記(8)	下記(9)(10)	下記(11)	下記(13)	下記(14)
必要な書類 内容	住民票 (入居予定者 全員分・記載省略がないもの)	すべての市 町村税に未 納がないこ との証明書 (18歳以上の すべての方)	年金証書の 写し及び支 払通知書の 写し	離職票また は雇用保険 受給資格者 証	退職証明書	生活保護 受給証明書	令和8年度 所得証明書等 (控除明細が あるもの)
遺族年金、障害年金、 障害手当金、母子年金 等を受けている方	○	○	○	×	×	×	○
入居契約までに、退職 することが決まっている方	○	○	×	○ (入居契約・ 説明会までに 提出のこと)	○ (退職見込証 明書下記(12))	×	○
令和7年1月1日以降 退職し、雇用保険を受 けている方	○	○	×	○	×	×	○
令和7年1月1日以降 退職し、雇用保険を受 けていない方	○	○	×	×	○	×	○
生活保護を受けている方	○	○	○ (年金を受け ている方は 必要)	○ (雇用保険を 受けている 方は必要)	○ (最近会社を 退職した方 は必要)	○ (生活保護を 受けている 方は必要)	○
仕送りを受けている方							
婚約中で無職の方							
申込者、同居者（18歳 以上）、婚約者が無職、 無収入の方	○	○	×	×	×	×	○

■その他状況により必要とする書類

持ち家をお持ちの方	売買契約書（入居契約時までに提出していただきます。）
婚約し入居申込みをする場合	郵送される「婚姻予約確認書」 (婚約者が同居の承認を受けた日から3月以内に同居しないときは、入居許可が取り消されます。)
身体障害者・戦傷病者	身体障害者手帳、戦傷病者手帳の写し
知的障害者・精神障害者	療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
原子爆弾被爆者	特別手当証書の写し、被爆者手帳の写し
海外からの引揚者	引揚証明書
外国籍の方または、外国留学生の方	外国人登録原票記載事項証明書及び大学の学長又は学部長が証明する在学証明書
配偶者等からの暴力被害者	婦人相談所の一時保護証明書、母子支援施設の入（退）所証明書または裁判所の保護命令書
犯罪被害者	申告内容の警察等への事件状況確認に関する同意書 交通事故の被害者等である場合は交通事故証明書の写し
母子・父子世帯の抽選優遇者	児童扶養手当証書又は母子・父子医療費受給者証等の写し
母子・父子世帯・単身世帯・（お一人 で入居する方）・兄弟など直系親族以 外の方を含む世帯	戸籍謄本（死別、離婚、婚姻の有無が確認できる戸籍謄本） (その他状況によって必要書類の提出を求めることもございます。)

※その他状況によって必要書類の提出を求めることもございます。

- (9) 離職票の写し 退職した会社で発行するもの。
- (10) 雇用保険受給資格者証の写し 公共職業安定所で発行する受給資格証書。
- (11) 退職証明書 退職した会社から発行されたものを提出してください。
(退職年月日と会社の代表者印が必要です。)
- (12) 退職見込証明書 退職予定の会社から発行されたものを提出してください。
(退職予定年月日と会社の代表者印が必要です。)
(なお、入居契約・説明会前までに、(9)(10)(11)のいずれかの書類を提出してください。)
- (13) 生活保護受給証明書 福祉事務所で発行する生活保護扶助の証明書
(受給対象者の氏名が全て明記されているものが必要です。)
- (14) 令和8年度非課税証明書 各市町村で発行している「令和8年度非課税証明書」
(所得額の記載のあるもの)(控除明細のあるもの)

